就職困難者に対する就労支援事業

事業者募集要領

大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課

（令和５年２月）

大阪府では、働く意欲と希望がありながら、雇用・就労が実現できない方々（以下「就職困難者」という）の企業等への就労を促進するため、地域就労支援事業と連携して就職困難者の就労支援に取り組む事業者に対し、就職困難者に対する就労支援事業補助金を交付しています。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、事業者を公募します。

なお、この公募は、「令和５年２月定例府議会大阪府一般会計予算」が可決され、本事業に係る予算が成立した場合にのみ事業化される停止条件付きの公募です。円滑な事業実施に向け、予算成立前に事業者の公募を行いますが、予算の成立をみなければ、公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない旨をご了承ください。

１　事業名　「就職困難者に対する就労支援事業」

２　事業目的

大阪府は、就職困難者の企業等への就労を促進するため、地域就労支援事業と連携して就職困難者の就労支援に取り組む事業者に対し、予算の範囲内で、補助を行う。

３　補助対象事業

　就職困難者の就職・定着支援を行うために必要となる下記の事業

　（１）職場実習先の確保

　（２）求人企業等の開拓

　（３）就職実現に向けた研修及び職場実習

　（４）就職実現に向けたマッチング

　（５）定着支援

　（６）調査研究事業（求人ニーズ調査、市町村地域就労支援事業と連携した求職情報収集等）

４　補助対象期間、経費、金額等

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象期間 | 補助金交付決定の日※から当該年度の３月３１日まで |
| 補助対象経費 | 補助対象事業の実施に要する経費（次に掲げるものを除く）  （１）団体の管理・運営経費  （２）補助事業期間外に行った事業や支払われた経費  （３）国等の助成金を受けている経費  （４）租税公課（消費税及び地方消費税を含む）  （５）振込手数料、各種保険料 |
| 補助金額 | 令和５年度当初予算額：金7,075千円（大阪府議会に上程中）  （１）就職者数と職場定着者数の実績に応じて交付（予算の定めるところによる）  ①就職者１名につき金90,000円  ②就職後の定着支援（３ヶ月間の定着）１名につき金135,000円  （２）調査研究事業の実施に対して交付（予算の定めるところにより定額）  ※補助金額は、（１）（２）の合計額と補助対象経費を比較して、低い額とする。 |

※補助金交付決定は補助金交付要綱に基づく交付申請により行う。令和５年４月上旬を予定

５　応募要件

（１）令和４年６月１日において、雇用障がい者数（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）の規定の例により算定したその雇用する法第２条第２号に規定する身体障害者、同条第４号に規定する知的障害者又は法第37条第２項に規定する精神障害者である法第43条第１項に規定する労働者（以下「労働者」という。）の数をいう。）が法定雇用障がい者数（法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数をいう。）以上であること。

（２）大阪府内に事業所を有し、本事業に係る企画立案及び経理処理などの各種事務の

処理能力、個人情報の管理体制など、事業実施に必要な能力や体制を有すること。

（３）本事業の実施にあたり、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認

可を受ける必要がある場合は、当該免許、許可又は認可を受けている者であること。

（４）就職困難者の現状に対する理解度が高く、これまで就職に際して困難な課題を抱え

る方の雇用・就労支援の実績があること。

（５）企業への雇用促進に向けたアプローチを円滑に行うため、企業を対象とした就職困難者等の雇用・就労の促進に関する研修会・講習会等の開催などの支援実績があり、就職困難者の雇用に関して企業と強力な連携関係があること。

（６）人員配置や管理運営体制、キャリアカウンセラー等の専門人材の配置など、事業実

施体制を備えていること。

（７）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再

生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただ

し、同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始

の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

（８）会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第１項又は

第２項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の

例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正

前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第１項又

は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」

という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。

ただし、新法第41条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づ

く更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしな

かった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

（９）府税に係る徴収金を完納していること。

（10）消費税及び地方消費税を完納していること。

（11）大阪府補助金交付規則規則第２条第２号イからハまでのいずれにも該当していない

こと。

（12）労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及

びこれらに係る保険料の未納がないこと。

（13）宗教活動や政治活動を目的としていないこと。

（14）法その他労働関係法令を遵守していること。

６　応募受付期間

令和５年２月16日（木曜日）～令和５年３月８日（水曜日）まで【必着】

７　応募方法

応募書類（別添の「応募に必要な書類一覧」を参照）を作成のうえ、下記問い合わせ先に郵送で提出すること。（複数の事業者が共同で応募する場合は代表者が提出するものとする。）

なお、応募に要する費用は全て事業者が負担することとし、提出された書類は如何なる理由があっても返却しない。

※本事業は、令和５年度から令和７年度までの実施を予定していますが、事業の実施効果、予算の状況等により事業者を再度募集することがあります。

８　事業者の決定

（１）選考方法

　有識者の意見を聴取して定めた審査基準に基づき、大阪府が採点し、事業者を決定します。なお、事業計画等の内容について別途ヒアリングを実施する場合があります。

【審査項目】

①実施体制

②地域就労支援センターとの連携実績

③就職困難者に関する事業実績（求職情報の収集・求人企業の開拓・職場実習

先の確保・就職実現に向けたマッチング・就職した者への定着支援等）

　　④その他

（２）結果の公表

選考結果は、応募者全員に通知するとともに、採択された事業者は府のホームページで事業者名を公表します。

９　補助金の支払い

補助金は、事業終了後に提出していただく実績報告書等をもとに、現地調査のうえ、口座振替により精算払します。

10　補助要綱等

〇就職困難者に対する就労支援事業補助金交付要綱

　〇大阪府補助金交付規則

11　問い合わせ先

　大阪府商工労働部　雇用推進室　就業促進課　就業支援グループ

　〒540-0031　大阪市中央区北浜東３－14　エル・おおさか本館３階

　電話　06-6360-9072